

S6-27 放射性物質が存在するおそれのある土地の形質変更時の留意点

○鈴木敬一¹・小西正郎¹・奥田清明¹・森岡錦也¹・放射性物質による土壤汚染調査・対策検討部会¹
¹土壤環境センター

1. はじめに

平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故において、環境中に放出された放射性物質の面的除染は、帰還困難区域を除く除染特別地域では平成29年3月末でほぼ完了し、避難指示が徐々に解除される等、復興事業や中間貯蔵事業に移行しつつある。今後は地域の生活環境の回復に向け、インフラ整備等の一般建設工事の増大などが見込まれる。筆者らは、避難指示が解除された土地での形質変更等を想定し、土壤汚染調査・対策時の手順の提案と留意点について検討した。更に事例研究により提案した手順や留意点を検証した。

2. 課題の整理と解決策の検討

放射性物質の存在するおそれのある場合の土壤汚染調査・対策時の手順と留意点を検討するために、土壤環境センター会員企業115社対象のアンケート調査(平成27年6月実施、回答数65件)から、現状での懸念やリスクに基づき、課題を抽出・整理した。

復興段階での放射性物質と特定有害物質を含む複合汚染のおそれのある土地では、複合汚染に対する対応基準の未整備、放射性物質局所汚染の可能性、天地返し・反転耕地が過去に行われた土地の取扱い、除染記録活用の必要性、リスクコミュニケーション上の懸念、放射性物質を含む土壤の搬出や最終処分場の確保、同土壤の分級処理時の濃縮等の問題等がある。

これらを踏まえ、課題として3項目を、解決策として5項目を図-1に整理した。この方策への対応として、請負業者等が事業に当たり対処可能な範囲に限定し、作業フロー案を検討・作成し、留意点を図-2に整理した。

懸念・リスク	浮き彫りとなった課題	リスク回避のための解決策
・複合汚染の対応基準 ・局所汚染の可能性や影響 ・天地返し・反転耕地での汚染残存 ・除染記録の活用 ・復興期の厳しい社会的な目 ・リスクコミュニケーション上の懸念	①形質変更時の土壤中放射性物質調査の際の評価・判断・管理基準が不明確。 対処法が未整備。 ②土地利用の障害となるので対処は必要。 誰が主体となるか責任所在も含め曖昧。	①-1 放射性物質含有土壤の評価・管理基準及び指針やその取り扱いに関するスキーム構築等、制度的な整備 ②局所的汚染も含め、放射性物質の徹底した調査・評価・除去と除去後の綿密な事後評価 ③除染作業記録(事前事後調査も含む)は、地歴調査時に重要情報として活用するため保管・承継(トレーサビリティ)
・放射性物質汚染土の搬出 ・最終処分の際の懸念 ・通常汚染土壤処理時の濃縮	③除染終了地で通常形質変更時に、放射性物質含有土壤等が発生した場合、その対処法は処理(搬出先等)も含め現状では不明確。 それらに関する体制や仕組みが未整備。	①-2 放射性物質含有土壤の評価・管理基準及び指針やその取り扱いに関するスキーム構築等、制度的な整備。 ④通常の建設工事での形質変更時に発生した放射性物質含有土壤等の受入先確保。(現状、中間貯蔵施設搬入が未確定) ⑤想定課題や遭遇する問題は、個別事情で異なるため事例集整備と情報共有が重要

図-1 形質の変更に伴う工事をする場合の課題及び解決策

